

大分県報

平成二十八年
号外 (三〇)
三月三十日

(水曜日)

目次

人事委員会規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正……………	一
職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正……………	一
大分県人事委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正……………	二
職員からの苦情相談に関する規則の一部改正……………	二
不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正……………	二

○人事委員会規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第六号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和二十六年大分県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

「第一節 総則」を削る。

第一条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「地方公務員法」を「地方公務員法」に、「基き」を「基づき、」に、「審査判定」を「審査、判定」に、「ことを目的」を「も」に改める。

第二条第二項中「左の各号」を「次」に、「記載し」を「記載し、」に、「署名捺印して」を「記名押印して」に改め、同項第四号中「又は、」を「又は」に、「すでに」を「既に」に、「第五十五条第四項の」を「第五十五条第十一項に規定する」に、「意見の申し出」を「意見の申し出」に改める。

第三条を次のように改める。

（措置要求の調査等）

第三条 措置要求書が提出されたときは、人事委員会は、その記載事項及び添付資料並びに要求すべき措置等について調査し、その不備について補正させるとともに、要求を受理すべきかどうかについて、決定を行わなければならない。この場合において、適当と認めるときは、人事委員会は、関係当事者に対し要求すべき措置について交渉を行うよう勧めるものとする。

第四条中「必要」を「必要」に、「喚問し、その陳情」を「喚問してその陳述」に、「書類若しくは、その写」を「書類又はその写し」に改める。

第五条の見出し中「取下」を「取下げ」に改め、同条中「何時でも」を「いつでも」に、「一部」を「一部」に改める。

第六条の見出し中「打切」を「打切り」に改め、同条中「因り、」を「より」に、「又は、」を「又は」に改める。

第七条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第八条中「当局」を「当局」に、「写」を「写し」に改める。

第九条中「外」を「ほか」に、「必要な」を「必要な」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第七号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和五十五年大分県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第四号中「職員の苦情相談に関する規則」を「職員からの苦情相談に関する規則」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

大分県人事委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第八号

大分県人事委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

大分県人事委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年大分県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「財団法人暴力追放大分県民会議（平成三年八月八日に財団法人暴力追放大分県民会議という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人暴力追放大分県民会議」に改める。

第三号様式、第四号様式及び第九号様式中「60日」を「30日」に、「~~職階~~」を「~~職階~~」に、「~~その~~」を「~~その~~」に改める。

第十一号様式中「~~公職~~」の次に「又は不審」を加え、「~~不審~~」を「~~不審~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであつて、この規則の施行前にされた行政庁の処分又はこの規則の施行前にされた請求に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第九号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成十七年大分県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「受理、不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「受理がされ

たとき、不利益処分についての審査請求に関する規則」に、「又は地方公務員災害補償法第五十一条の規定による審査請求の受理若しくは同法第四十七条の福祉事業の決定に対する不服の申出が受理された」を「がされたとき、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第五十一条の規定による審査請求がされたとき又は同法第四十七条の福祉事業の決定についての地方公務員災害補償基金大分支部長に対する不服の申出がされた」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成二十年大分県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不利益処分についての審査請求に関する規則

目次中「第十八条―第三十一条」を「第十七条の二―第三十一条の二」に、

「第十章 雑則（第六十一条―第六十三条）」

「第十一章 異議申立て（第六十四条）」を

「第十二章 補則（第六十五条）」

「第十章 雑則（第六十一条―第六十四条）」に改める。

第一条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第三条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 法第四十九条の三に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）の経過後において審査請求をする場合には、第五条第二項に規定する正当な理由があることを証明する書面を審査請求書に添付しなければならない。

第五条第一項中「前条第一項の規定による調査」を「前条の規定による調査及び補正」に改め、同項第三号中「法第四十九条の三に規定する期間」を「審査請求期間」に改め、同条

第二項中「法第四十九条の三に規定する期間」を「審査請求期間」に、「天災その他やむを得ない」を「正当な」に、「同条に規定する期間」を「審査請求期間」に改め、同条第三項

中「郵便」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（第六十一条第一項において「郵便等」という。）」に、「法第四十九条の三に規定する期間」を「審査請求期間」に、「郵送」を「送付」に改める。

第八条第二項中「あてて」を「宛てて」に改める。

第十二条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第三十一条の二第二項（第五十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき審理を終了したとき。

第十八条第二項中「ともに」を「共に」に改め、第五章第一節中同条の前に次の一条を加える。

（審理の計画的進行）

第十七条の二 当事者及び代理人は、円滑かつ迅速で公正な審理の実現のため、審理において、人事委員会に及び相互に協力するとともに、審理の計画的な進行を図らなければならない。

第十九条第四項中「ともに」を「共に」に、「再度」を「再度」に改める。

第二十条の見出し中「口頭審理の」の下に「日時等の指定及び」を加え、同条第一項中「当事者に」を「指定し、かつ、当事者にこれらを」に改める。

第二十一条第一項中「ともに」を「共に」に改め、同条第三項中「指定しなければ」を「指定し、かつ、当事者にこれら通知しなければ」に改める。

第二十六条第一項中「ともに」を「共に」に改める。
第二十九条の見出し中「禁止」を「制限」に改め、同条第一項中「又はその指揮に従わない者の発言を禁止する」を「及び発言がその事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合にはこれを制限する」に改める。

第三十一条第一項中「人事委員会は、」の下に「次条第一項の規定に基づき」を加え、第五章第一節中同条の次に次の一条を加える。

（審理の終了）

第三十一条の二 人事委員会は、この章の規定に従い必要な審理を終えたと認めるときは、審理を終了するものとする。

2 前項に規定するもののほか、人事委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理を終了することができる。

一 請求人から第二十二條第二項に規定する反論書又は第二十三條第二項に規定する準備

書面がこれらの規定の相当の期間内に提出されない場合において、人事委員会が更に一定の期間を定めてこれらの書面の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかったとき。

二 請求人及びその代理人が共に正当な理由がなく口頭審理の期日に出席せず、かつ、相当の期間において再度指定された口頭審理の期日に出席しないとき。

3 人事委員会は、前二項の規定に基づき審理を終了したときは、速やかに、当事者にその旨を通知するものとする。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（証人の遮への措置）

第四十一条の二 審査長は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の面前で陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人と証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができる。

2 前項の措置をとるに当たっては、当事者及び証人の意見を聴くものとする。

第五十一条中「第二十二条」を「第十七条の二、第二十二条」に改め、「第三十条」の下に「第三十一条の二（第二項第二号を除く。）」を、「含む。」の下に「第四十一条の二」を加える。

第五十二条第三項第六号中「記録」の下に「（証人の尋問において第四十一条の二第一項の措置をとったときは、その旨を含む。）」を加える。

第五十七条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。
4 第二項に規定する期間の経過後において再審の請求をする場合には、第六十条において準用する第五条第二項に規定する正当な理由があることを証明する書面を再審請求書に添付しなければならない。

第六十条中「及び第五項」を「第五項及び第六項」に、「法第四十九条の三」を「審査請求期間」に改め、「第五十七条第二項」の下に「に規定する期間」を加える。

第六十一条第一項中「郵便」を「郵便等」に改める。

第六十三条中「の費用」を「に要した費用」に改め、同条第一号及び第二号中「要する」を「要した」に改める。

第六十一条及び第十二章を削り、第十章中第六十三条の次に次の一条を加える。

（補則）

第六十四条 この規則に定めるものを除くほか、審査請求に関し必要な事項は、人事委員会

が定める。

第一号様式の注に次のように加える。

5 審査請求期間の経過後において審査請求をする場合は、不利益処分についての審査請求に関する規則第5条第2項に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付すること。

第二十八号様式中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同様式の注に次のように加える。

4 不利益処分についての審査請求に関する規則第57条第2項に定める期間の経過後において再審査請求をする場合は、同規則第60条において準用する同規則第5条第2項に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の不利益処分についての不服申立てに関する規則（以下「改正前の規則」という。）第二条第一号に掲げる処分についての異議申立てであってこの規則の施行前にされた当該処分に係るものについては、改正前の規則第六十四条の規定は、なおその効力を有する。